

千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について

1 趣旨

「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき市町村が定める「一般廃棄物処理基本計画」であり、千葉市の一般廃棄物の処理に関する基本的な考え方や、それを実現するために必要な目標や施策などを明確にするものです。

本計画の推進には、市民の皆様のご理解とご協力が不可欠なことから、概要についてご説明いたします。

2 概要

(1) 計画期間 2023（令和5）年度から2032（令和14）年度の10年間

(2) スローガン 減らそう 1人1日100g！ 止めよう 地球温暖化！

(3) 基本理念 みんなでつくり 未来へつなぐ 循環型社会
～持続可能なまちづくりと脱炭素への貢献～

(4) 基本方針 基本方針1 発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）をさらに推進することで、ごみを減らし、モノの価値を最大限に活かす社会を目指します。
基本方針2 適正なごみの排出・分別と再資源化（リサイクル）の取組みにより、資源循環の促進と焼却ごみの削減を目指します。
基本方針3 様々なリスクに対応できる、安定と効率性を兼ね備えた強靱なごみ処理体制を目指します。

(5) 千葉市食品ロス削減推進計画

食品ロス削減の取組みをより一層充実させ、総合的かつ計画的に推進するため、「食品ロス削減の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、本計画に内包する形で、本市で初めてとなる「食品ロス削減推進計画」を策定しました。

【問い合わせ】廃棄物対策課 ごみ削減推進班
担当：朽方
電話：043-245-5236